

警察署協議会の運営状況について

1 設置の趣旨

平成 13 年に警察署の管轄区域内における警察の事務の処理に関し、警察署長の諮問に応ずるとともに、警察署長に対して意見を述べる機関として設置された。
(警察法第 53 条の 2 第 2 項)

2 委員（令和 7 年 6 月 1 日現在）

- (1) 委員数 242 人（1 協議会あたり 5～13 人）
- (2) 平均年齢 58.3 歳（最年少 19 歳、最年長 85 歳）
- (3) 再任等 新規 87 人（36.0%）、再任 91 人（37.6%）、再々任 64 人（26.4%）
- (4) 男女別 男性 147 人（60.7%）、女性 95 人（39.3%）
- (5) 分野別

管内事業者等	教育関係者	自治体関係者	医療福祉関係	自治会関係者	学生	保護司	その他
82	33	27	25	17	10	6	42

3 開催状況（令和 6 年度中）

令和 6 年度の協議会については、主に通常の会議形式で行い、悪天候や感染症拡大時等により委員に文書を送付する形式（文書形式）での開催も行った。

会議形式	文書形式
開催割合 97.4%	開催割合 2.6%
出席率 86.0%	1 開催における平均所要時間 12 日
平均開催時間 92.7 分	

4 協議会の意見を受けて警察業務へ反映した主な事例（令和 6 年度中）

- (1) 特殊詐欺被害防止等に関する広報施策の実施について（安芸高田警察署）

協議会会長から、「子・孫世代に働きかけて、親・祖父母世代を特殊詐欺から守ろうという取組を行えないか」旨の提言があったため、警察署から地元中学校の文化部に対し、特殊詐欺被害防止及び交通安全運動を呼び掛ける広報用音声の作成への協力要請を行った。

作成した音声は、パトロールや交通監視の際にパトカーから流すなどして活用している。

- (2) 協議会会長からの要請による市民センターとの防災イベント共催について（廿日市警察署）
市民センター館長から協議会会長へ、

- ・ 夏休み期間中に、子供たちの自主防災意識を高める機会を作りたい
- ・ 災害発生時の警察活動や体験談を聞き、自分たちが何をすべきか考えたい

との要望があり、協議会会長と警察署で協議を重ね、防犯イベントの開催を実現した。

警察署講堂において機動隊員による災害派遣についての講演、署駐車場において災害派遣車両、資機材の展示や、装備品の着装体験を行った。

5 警察署協議会連絡会

各協議会会長等による連絡会を開催（令和 7 年 1 月 22 日）